

阿賀野市総合計画 2016-2024 基本計画(2021-2024 期) 策定方針

(令和 2 年 5 月 1 4 日市長決裁)

1 策定の趣旨

阿賀野市における行政運営の指針となる「阿賀野市総合計画 2016-2024 基本計画 (2016-2020 期)」が令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることから、令和 3 年度以降の期間を対象とした「阿賀野市総合計画 2016-2024 基本計画 (2021-2024 期)」を策定します。

2 総合計画及び基本計画の意義・必要性

- 計画的な行政経営へのまちづくりの指針として、施策分野ごとのめざす姿を明示して、中期的なまちづくりのゴールを市民・職員で共有化し、政策管理の判断に活用します。
- P D C A¹のマネジメントサイクルによる行政経営を推進するために、全庁的に設定された政策施策の Plan (計画) の設定が必要となります。
- まちづくりのめざすべき姿及びその達成度について、市民への説明責任を果たすために、『市民にわかりやすい計画』を設定し、その達成度を報告することが求められます。

3 策定根拠と計画期間

平成 2 3 年に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務 (第 2 条第 4 項) がなくなりました。

阿賀野市としては、総合計画の必要性を踏まえ、平成 2 8 年 1 月施行の阿賀野市まちづくり基本条例第 1 9 条²に総合計画策定と管理に関する条項を設け、策定の根拠とします。

※ 本市総合計画の策定経過と根拠法令

総合計画名称	基本計画期間	根拠法令
第 1 次阿賀野市総合計画 H18(2006)－H27(2015)	前期基本計画	地方自治法第 2 条第 4 項
	後期基本計画	地方自治法第 2 条第 4 項
阿賀野市総合計画 H28(2016)－R06(2024)	基本計画 2016-2020	阿賀野市まちづくり基本条例第 1 9 条
	基本計画 2021-2024	阿賀野市まちづくり基本条例第 1 9 条

¹ PLAN (計画) —Do (実施) —Check (評価) —Act (改善)

² 第 19 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画を内容とする総合計画をまちづくりに関する最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、広く市民の参画を得ながら進めなければならない。

3 市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

4 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、内容と進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

4 策定の基本コンセプト

(1) 指標・数値等を活用したわかりやすい計画

まちづくりの施策分野毎のめざす姿及びその達成度がわかりやすい『成果指標等の活用による成果志向型の計画』とします。

(2) 経営方針・計画として実質活用するための計画期間

首長の在任期間と基本計画を連動させ、4年間を基本として基本計画期間とします。

年度	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
基本 構想	第2次基本構想												
								策定	第3次基本構想				
基本 計画	基本計画 2016-2020												
					策定	基本計画 2021-2024							
								策定	基本計画 2025-2028				
市長選	4月				4月				4月				

(3) 総合計画に他の全庁的計画を包含することによる全庁的総合性と一体的管理の推進

総合計画は、阿賀野市の最上位の経営計画として、行政改革大綱を包含しています。また、国から策定及び管理が求められる全庁的な計画が近年増加していることから、全体整合性と管理の効率化、一体化を図る観点から、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」を包含した形で今回の基本計画の策定を行います。

なお、計画策定後のPDCAサイクルにおいてもIT化を進め、各計画の報告書等の作成における職員負担軽減および説明責任の統一性を確保します。（「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化地域計画」の連動のイメージは、別紙参照）

(4) 職員参画による成果志向意識を醸成する計画づくり

総合計画を推進する主役は職員であり、職員が計画策定に積極的に参画できる仕組みを取り入れ、成果志向意識が醸成されるようにします。

(5) 全分野の網羅性と戦略的重点分野の明示を両立する計画

総合計画は、市の最上位計画として、全分野を網羅した体系的な方針（計画）策定を行います。また、全分野の成果指標を定期的に把握し、『まちの健康診断』に活用します。また、計画期間中に重点的に取り組むべき分野について、明示します。

(6) 策定ではなく、達成に向けた進捗管理の実施

計画は策定することが目的ではなく、達成することが目的です。そのため、施策成果指標値等を定期的に把握し、評価・見直し等の進捗管理を行います。

また、進捗結果等は、市民に公開して、まちづくりの達成状況を共有化します。

(7) SDGsとの関連性の明示

2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」である17の目標と総合計画との関連を示します。

5 計画の構成と見直し内容

(1) 序論

基本計画の策定にあたっての前提条件や課題を統計データや市民意識調査等で整理します。

【見直し内容】

- ① 各種統計データの推移を最新データに更新
- ② 災害関連の統計や図表を追加（国土強靱化地域計画との連動）
- ③ 人口推計（住民基本台帳による2019年までの最新データで推計）
- ④ 基本構想における「まちづくり10指標」の中間報告

(2) 基本構想

基本構想は、平成28年度から令和6年度までの9年間におけるまちづくりの方向性を示すものであることから、今回は変更しないものとします。

(3) 基本計画

現行の基本計画をベースとしながら、環境変化や法改正、新たな行政課題等を踏まえた見直しを行います。

4年間の施策単位でのめざす姿とその方向性を体系化するとともに、めざす姿の達成度を示す成果指標を設定します。また、限られた財源下で効果的なまちづくりの推進を図る観点から重点分野を設定します。

【見直し内容】

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 中期的なまちづくり方針 | ⇒まちづくりの継続性の観点から変更しない
・まちづくりの目標 ・政策区分 |
| ② 重点分野 | ⇒再設定(地方創生、国土強靱化等との関連を明示) |
| ③ 施策別計画
(施策単位と基本事業構成) | ⇒法改正、環境変化等の状況を踏まえ見直しを行う。
※地方創生、国土強靱化等との関連を考慮 |
| ④ 施策別計画
(成果指標と目標値) | ⇒法改正、環境変化等の状況を踏まえ見直しを行う。
※より客観的に現状把握を行う観点から他団体や全国と比較可能なデータを成果指標として活用
※重点分野等に係る成果指標については、『コア指標』として位置づけを行い、進捗管理の重点化を図る。 |

(4) 実施計画

重点分野、地方創生総合戦略、国土強靱化地域計画に係る事業、また、多額の費用を要し、終期のある事業等を実施計画として当初予算成立後に公開し、説明責任を果たします。実施計画の計画期間は、実施計画事業が基本計画達成のための手段となることに鑑み、基本計画に合わせた4年とし、毎年度ローリング方式で機動的に見直し（追加、削除含む。）を行います。

【見直し内容】

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ①実施計画事業 | ⇒基本計画(2021-2024)の内容に合わせ見直しを行う。 |
|---------|--------------------------------|

6 計画策定の体制

(1) 市民参画

市民協働のまちづくりを進めるため、次期基本計画策定の各段階において、次のとおり市民の参画を求めることとします。

ア 市民アンケート調査(「まちづくりアンケート」の調査結果等を活用)

本市のまちづくりの達成度を測るために実施している「まちづくりアンケート」の調査結果等を活用して、市の課題やまちづくりの方向性等に係る市民からの意見等を把握します。

イ パブリックコメント

阿賀野市パブリックコメント実施要綱に基づき、基本計画(案)を市民等に公表し、意見を求めます。

(2) 阿賀野市総合計画審議会

基本計画(案)について阿賀野市総合計画審議会に諮問し、問題点や課題等を整理するとともに、様々な立場から選出された委員の意見を加味した答申を受けるとともに、第2期まち・ひと・しごと創生戦略についても意見をいただくこととします。なお、審議会の委員は、識見を有する者等から市長が委嘱します。

(3) 阿賀野市議会

阿賀野市議会に対しては、基本計画策定の進捗状況を適宜報告し、意見や助言をいただきながら作業を進めることとします。

(4) 内部組織

ア 市政経営会議

基本計画策定に係る基本方針その他の重要事項の決定、各施策間の総合調整については、市長、副市長、教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長、市長政策・市民協働課長、総務課長、企画財政課長及び市長の指定する職員で構成される市政経営会議で行うこととします。

イ 施策担当課長及び関係課長、係長等

市政経営会議で決定した方針に基づき行われる具体的な調査、施策体系及び成果指標検討等の事務は、各施策の主管課長(施策担当課長)と関係課長、係長を中心として進めることとします。また、計画策定の各過程において幅広い層の職員の参画を求めることとします。

ウ 事務局等

基本計画の策定に伴う事務の全般は、企画財政課において行います。また、計画策定に伴い発生する事務の一部については、業務委託により実施することとします。

7 計画策定のスケジュール

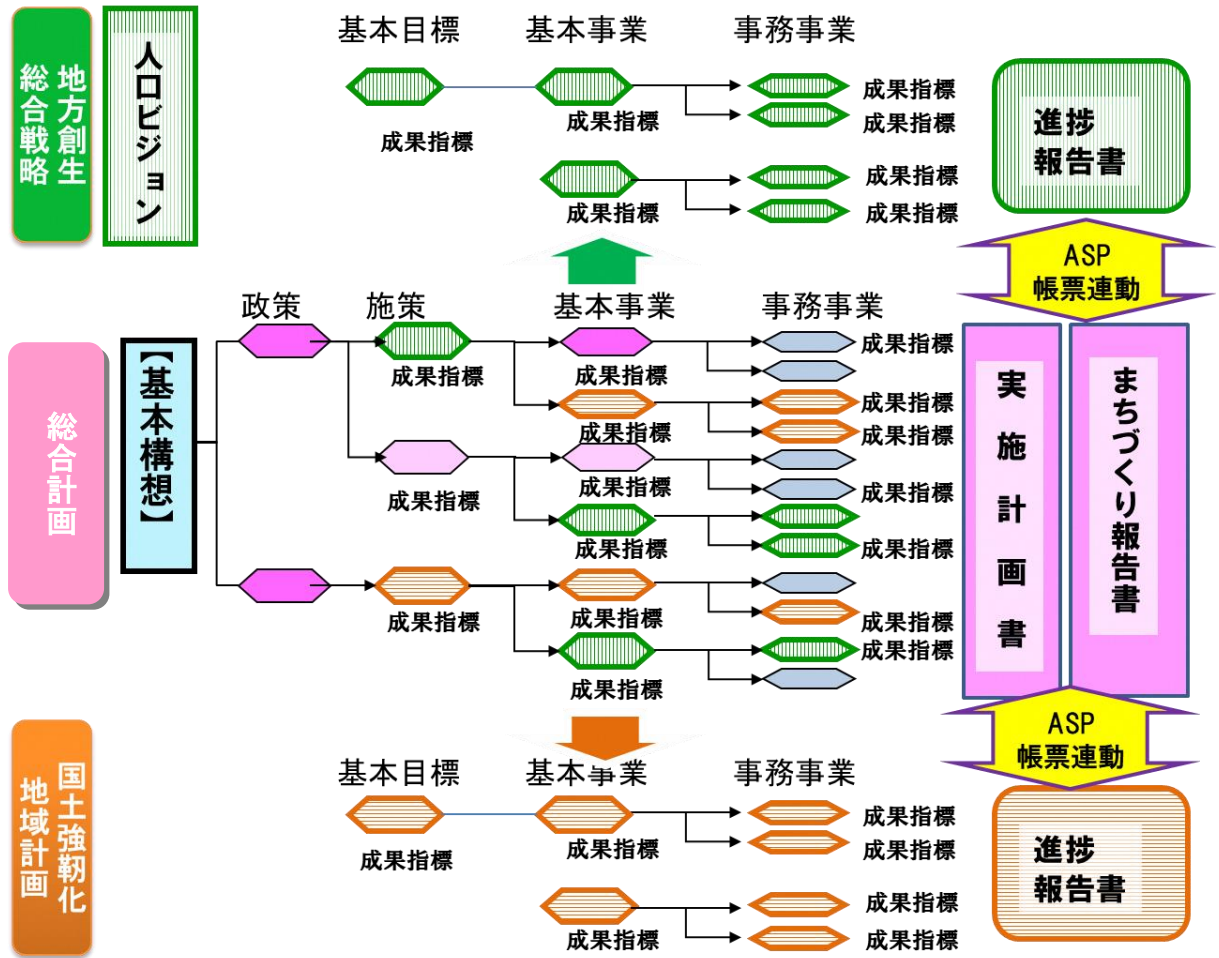
計画			時期	内容
総	地	国	5月	基礎調査(各種統計データ、前基本計画達成状況、災害状況等)
総	地		5月	人口推計/人口ビジョンの時点修正
総	地	国	5月下旬	基本計画策定に係る職員説明会(総計、地方創生、国土強靱化)
総	地		6月	基礎調査結果に基づく基本計画策定に向けた課題等の整理
		国	6月	脆弱性評価による本市の課題整理
総	地	国	6月下旬	施策 - 基本事業設定会議(施策単位ヒア) ※基本事業の成果向上に向けた事業アイデアも意見交換 (国土強靱化の脆弱性評価に伴う方向性ヒアを兼ねる)
総	地	国	7月上中旬	次期基本計画の課題及び重点分野案の検討 ※総合計画と地方創生・国土強靱化の関連マトリクス作成
総	地	国	7月下旬	施策成果報告会(市長報告) ※次期基本計画方向性の確認
総	地	国	7月下旬～	実施計画事業の検討開始
	地	国	8月	全庁的計画の統合管理のクラウドセットアップ (地方創生、国土強靱化の2計画の計画部分の自動出力機能)
総	地	国	8月下旬	重点分野、地方創生戦略項目、国土強靱化戦略項目決定
総	地	国	9月	成果指標目標値設定依頼
総			9月	基本計画レイアウト ワード版作成
総	地	国	10月下旬	実施計画事業 市長中間報告
総	地	国	11月	基本計画(2021-2024)(案)の庁内調整 第2期地方創生総合戦略(案)庁内調整 国土強靱化地域計画(案) 庁内調整
総	地		12月	総合計画審議会(答申)
総	地	国	12月	議会報告(中間)
総	地	国	1月	パブリックコメント
総	地	国	1月～3月	①基本計画の版下作成 ②概要版の作成
総	地	国	2月	「まちづくりアンケート」の実施(新指標の現状値把握)
総	地	国	3月	議会報告(最終)
総	地	国	3月	基本計画(2021-2024期)の発行 ※第2期地方創生総合戦略、国土強靱化地域計画を包含 概要版の発行(配布は4月以降)
総	地	国	2021年度 上期	総計、地方創生、国土強靱化の3計画の一体的管理 (職員負担の軽減、説明責任の統一性の確保)

総・・・阿賀野市総合計画・基本計画(2021-2024期)

地・・・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

国・・・国土強靱化地域計画

別紙 全庁的 3 計画の連動イメージ



施策名	基本事業名	重点分野	地方創生	国土強靱化
1 地域核をネットワークする都市整備の推進	1 道路網の整備・維持管理	●		
	2 成田空港周辺地域としての基盤整備	●	★	
	3 浸水対策の推進			◆
	4 駅周辺の利便性の向上	●	★	
	5 公園の適正な管理			
	6 まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用	●		◆
2 公共交通網の整備・充実	1 市内における交通手段の確保	●	★	
	2 バスでの主要都市へのアクセス向上			
	3 鉄道の利便性向上			
1 生活環境の充実	1 生活公害の対策			
	2 美化運動の推進と不法投棄防止対策			
	3 航空機騒音等の対策			
2 廃棄物の減量・処理の適正化	1 ごみの減量化・再資源化の推進		★	
	2 廃棄物に関する意識の向上と啓発			
	3 ごみ処理の効率化			